



基安安発第1023003号  
平成18年10月23日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

金型温度調節機に対する労働安全衛生法の適用について

標記について、大阪労働局労働基準部安全課長からの別紙1の照会に対し、別紙2のとおり回答したので了知されたい。

また、別紙3のとおり、登録性能検査機関の長及び登録個別検定機関の長あて通知したので申し添える。

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長 殿

大阪労働局労働基準部安全課長

金型温度調節機に対する労働安全衛生法の適用について（照会）

当局管内の事業場では、下記 1 の仕様の金型温度調節機を製造していますが、この機械に対する労働安全衛生法の適用については、下記 2 のとおり取り扱ってよろしいかお伺いします。

記

1 金型温度調節機の用途及び仕様

金型温度調節機は、樹脂の成形時に、高精度の成形が行えるよう、金型に高温の水又は熱媒油（以下「温水等」という。）を循環させ、金型を一定の温度に保つものであり、その仕様は次のとおりである（別添 1 及び 2 参照）。

- |                |                                     |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 最高使用圧力 (P) | 0.199～0.418 MPa                     |
| (2) 内容積 (V)    | 0.0011～0.0138 m <sup>3</sup>        |
| (3) 最高使用温度     | 120～145℃                            |
| (4) PV 値       | 0.000219～0.00374 MPa・m <sup>3</sup> |
| (5) 電気ヒーター容量   | 2～16 kW                             |
| (6) 伝熱面積       | 0.1～0.8 m <sup>2</sup>              |

2 照会事項

- (1) 金型温度調節機が上記 1 の用途で使用される場合における労働安全衛生法の適用  
ア 昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 602 号の記の II の 1 の (3) によれば、「温水ボイラー」とは、燃焼ガス等又は電気により、圧力を有する水又は熱媒を加熱してこれを他に供給する装置をいうとされている。

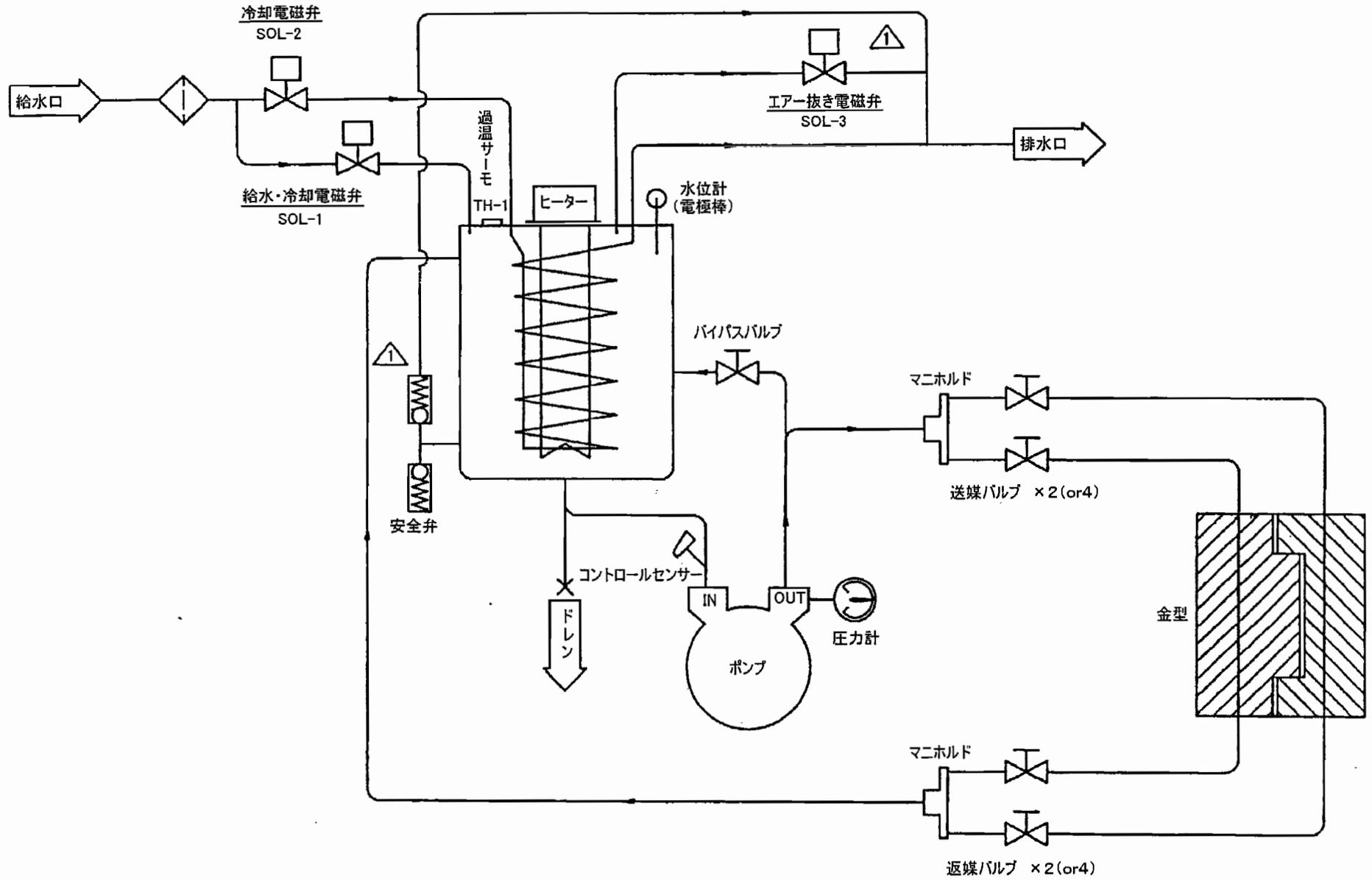
金型温度調節機が上記 1 の用途で使用される場合、温水等は、金型温度調節機と金型の間を循環するのみであり、金型と一体的に使用されるものであることから、金型温度調節機は労働安全衛生法の適用を受ける温水ボイラーに該当しない。

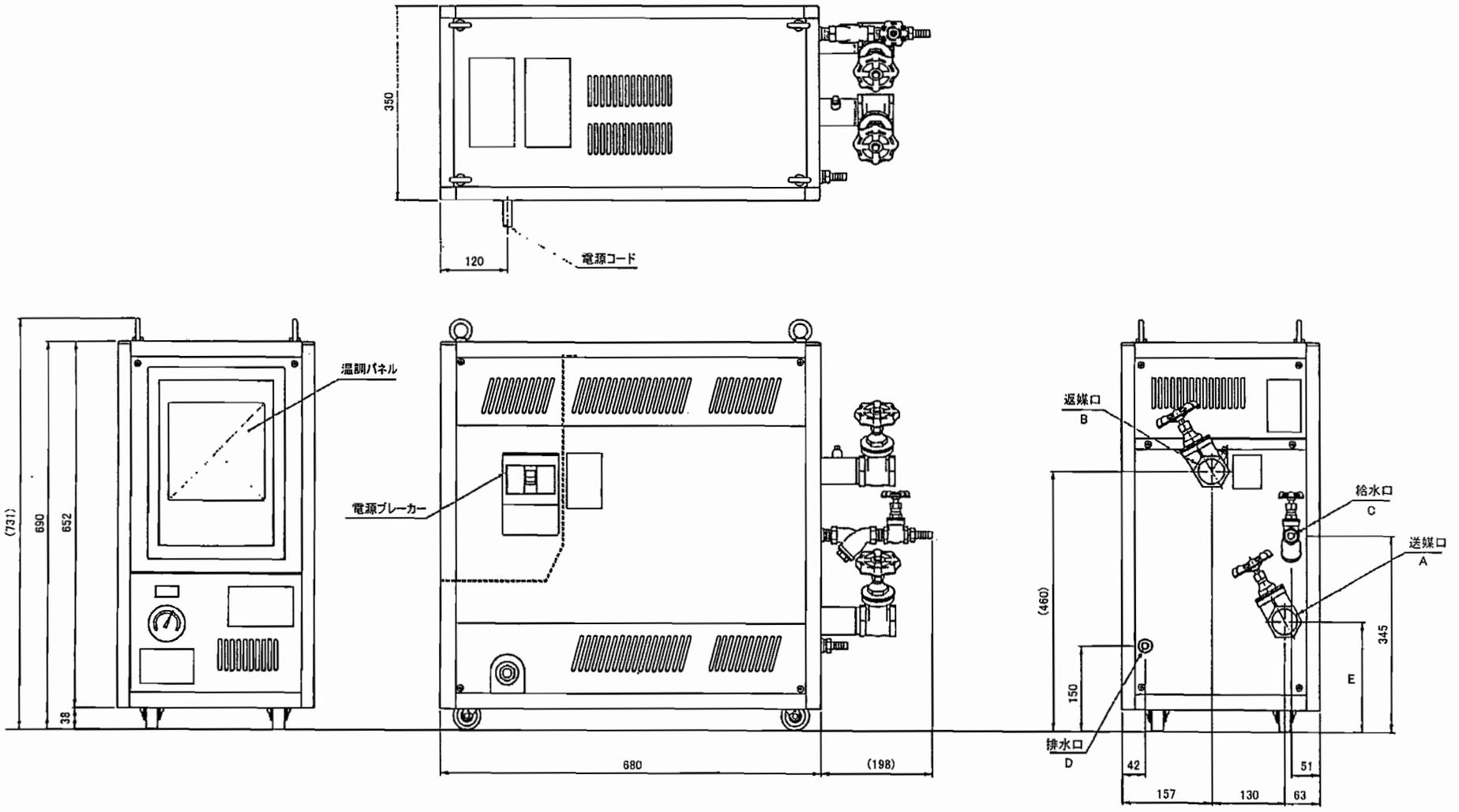
イ 上記 1 のとおり、金型温度調節機は大気圧における沸点を超える温度の液体をそ

の内部に保有する容器（圧力容器）に該当する。労働安全衛生法の適用に関しては、上記1の仕様のものうち、PV値が0.001を超えるものについては、労働安全衛生法施行令第13条第3項第26号の容器に該当する。

(2) 金型温度調節機が上記1以外の用途で使用される場合における労働安全衛生法の適用

金型温度調節機が上記1以外の用途で使用され、温水等が他に供給される場合は、労働安全衛生法の適用を受ける温水ボイラーに該当する。





別紙 2

基安安発第1023002号

平成18年10月23日

大阪労働局労働基準部安全課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

金型温度調節機に対する労働安全衛生法の適用について（回答）

平成18年10月5日付け事務連絡により照会のあった標記については、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

別紙 3

基安安発第1023004号

平成18年10月23日

登録性能検査機関の長 }  
登録個別検定機関の長 } 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

金型温度調節機に対する労働安全衛生法の適用について

標記について、大阪労働局労働基準部安全課長からの別紙1の照会に対し、別紙2のとおり回答したので了知願います。